

巻末資料

1

策定の経緯

2

市民意見の主な反映状況

3

関係条例・規則

4

個別計画一覧

5

前期基本計画の施策体系と
SDGsの17のゴールとの関係

6

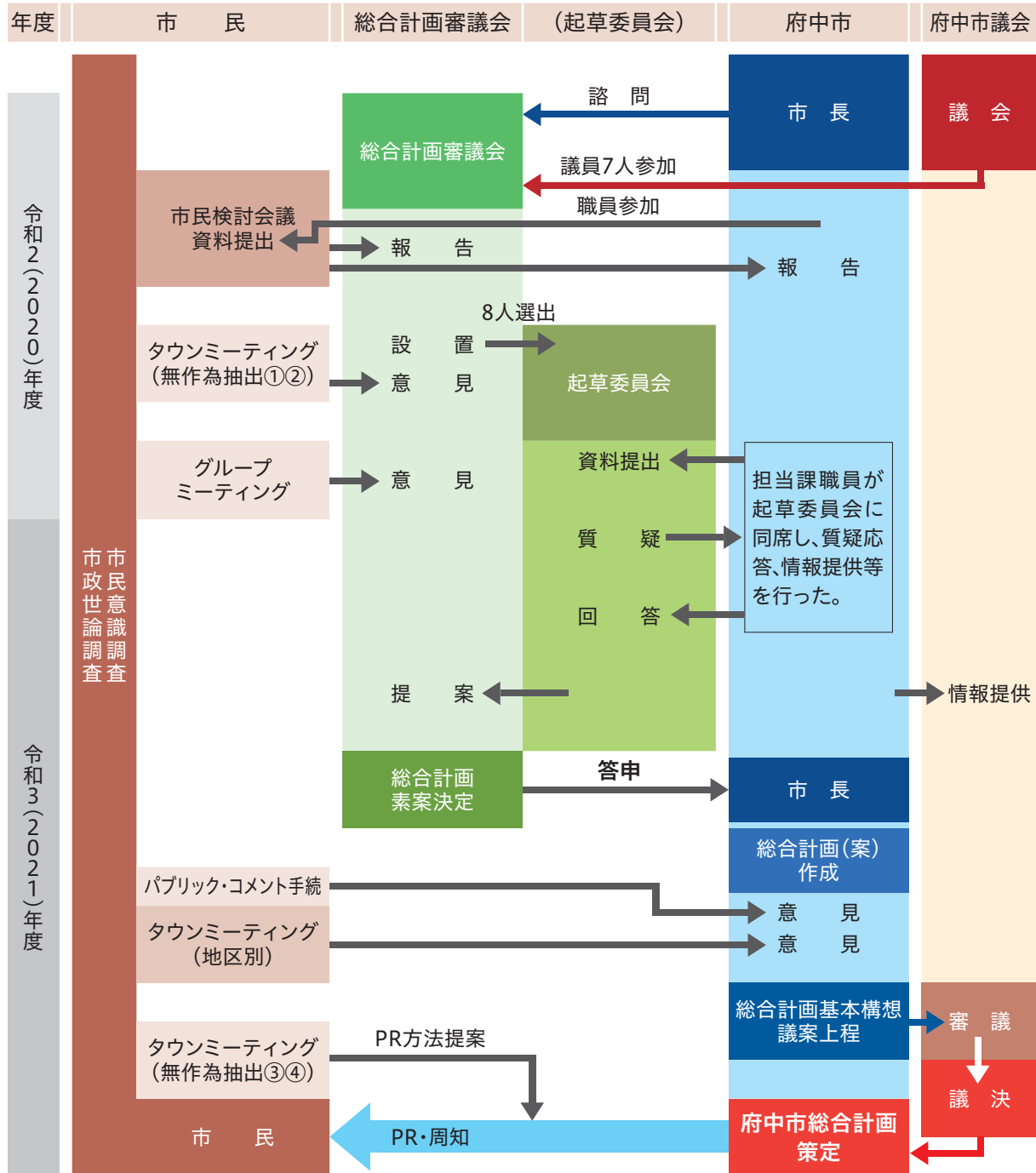
注記用語一覧

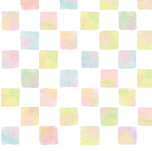


1 策定の経緯

(1) 策定の概要

● 総合計画審議会、総合計画市民検討会議などを通じて、市民との協働により第7次府中市総合計画を策定した。





(2) 策定体制

【総合計画審議会】

- 市長の諮問に応じて令和4年度から始まる新しい総合計画の策定に関して必要な調査及び審議を行った。
- 市議会議員7人、教育委員会委員1人、農業委員会委員1人、公共的団体の役員11人、学識経験者6人、公募市民3人、市職員1人の合計30人の構成で設置した。
- 令和2年7月16日から令和3年10月15日の期間で審議会を10回開催した。
- 令和3年10月15日に「府中市総合計画について(答申)」を提出した。

【起草委員会】

- 市民検討会議報告書などを基に、第7次総合計画の素案を検討・作成した。
- 総合計画審議会委員の中から選出した8人の構成で設置した。
- 令和2年12月2日から令和3年8月24日の期間で委員会を7回開催し、第7次総合計画の素案を審議会に報告した。

【総合計画市民検討会議】

- 公募市民と市職員が、協働で第6次総合計画の進捗状況を確認するとともに、第7次総合計画策定に向けた計画見直しの論点や、協働の実践に向けた取組アイデアなどについて、協働で検討を行った。
- 公募市民37人、市職員20人の構成で設置した。
- 令和2年8月8日から令和2年10月31日の期間で会議を6回開催し、各部会の検討内容をまとめた市民検討会議報告書を市長へ提出した。
- 報告書は、審議会における審議や庁内での検討作業において参考とされた。

【庁内検討体制】

- 施策や事務事業を所管する担当部署が中心となり、課題や施策の展開方針について分析・検討を行った。
- 課題や施策の展開方針の検討に際しては、各部課の職員が市民検討会議に参加して得た市民の声を十分に踏まえた上で検討を行った。
- 起草委員会に各部課の職員が同席し、質疑への回答や情報提供等を通じ審議を補助した。

【市民意識調査・市政世論調査】

- 無作為抽出した市民を対象とする市民意識調査(対象:18歳以上の市民3,000人、郵送方式)及び市政世論調査(対象:18歳以上の市民1,500人、郵送方式)の調査結果を、計画立案の基本情報として活用した。

【タウンミーティング(無作為抽出)】

- 無作為抽出した市民7,500人(累計)から参加者を募り、令和2年度と令和3年度にそれぞれ2回、合

計4回開催した。

- 令和2年度は、8月22日と9月26日に、オンライン参加を含めた市民延べ74人が参加し、理想のまちのイメージや都市像について意見交換をした。
- 令和3年度は、12月18日と2月5日に、オンライン参加を含めた市民延べ67人が参加し、新しい総合計画を周知するために、動画等を活用した方法を検討し、PR映像を作成した。

【グループミーティング】

- 市内活動団体、協定締結企業、協定締結大学から参加者を募り、当日は「保健・福祉」、「文化・学習」、「生活・環境」、「都市基盤・産業」の4つの分野ごとにグループに分かれて、地域課題の解決に向けた協働の取組などについて意見交換を行った。
- 令和3年3月26日昼夜2回開催し、37団体から37人が参加した。
- 意見は、審議会における審議や庁内での検討作業において参考とされた。

【パブリック・コメント手続】

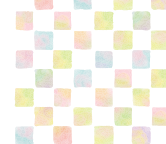
- 令和3年11月22日から12月21日までの1か月間、市の広報やホームページ等を通じて第7次総合計画案に対する意見を募集し、8人から34件の意見を得た。

【タウンミーティング(地区別)】

- パブリック・コメントの期間中の令和3年12月10日、13日、15日の3日間、文化センター(3か所)において第7次総合計画案の説明と意見聴取を行った。延べ11人の参加者から29件の意見等を得た。



総合計画審議会(答申)



(3) 策定経過

年月日	会議等	内容		
令和2年	4月10日	総合計画審議会 総合計画審議会委員の委嘱		
	7月16日	第1回総合計画審議会 総合計画審議会へ諮問		
	8月8日	第1回市民検討会議 市民検討会議メンバーの依頼、総合計画の説明		
	8月20日	第2回総合計画審議会 総合計画策定に係る基本的な考え方		
	8月22日	令和2年度第1回タウンミーティング(無作為抽出) 地域課題・大切にしたいまちのイメージなどについて意見交換		
	9月5日	第2回市民検討会議 基本目標別にグループワークで基本施策の見直し論点を検討①		
	9月19日	第3回市民検討会議 基本目標別にグループワークで基本施策の見直し論点を検討②		
	9月26日	令和2年度第2回タウンミーティング(無作為抽出) 若い世代を中心に都市像につながるイメージについて意見交換		
	10月3日	第4回市民検討会議 基本目標別にグループワークで基本施策の見直し論点を検討③		
	10月8日	第3回総合計画審議会 基本構想の章立て・構成の確認、起草委員会の設置		
	10月17日	第5回市民検討会議 基本目標別にグループワークで基本施策の見直し論点を検討④		
	10月31日	第6回市民検討会議 「府中市総合計画市民検討会議報告書」を市長に提出		
	12月2日	第1回起草委員会 基本構想の構成の検討		
	12月16日	第2回起草委員会 基本構想の検討、序論の確認		
令和3年	2月18日	第4回総合計画審議会 基本構想の審議①、序論の確認		
	3月5日	第3回起草委員会 第4回審議会意見への対応の検討、前期基本計画の章立て・構成の検討		
	3月25日	第5回総合計画審議会 基本構想の審議②、前期基本計画の章立て・構成の確認		
	3月26日	グループミーティング 団体、企業、大学で地域課題の解決に向けた協働の取組について意見交換(2回実施)		
	5月17日	第4回起草委員会 第5回審議会意見への対応の検討、重点プロジェクトの確認		
	5月28日	第6回総合計画審議会 基本構想の審議③、重点プロジェクトの確認		
	7月1日	第5回起草委員会 前期基本計画(素案)委員意見への対応の検討①		
	7月2日	第6回起草委員会 前期基本計画(素案)委員意見への対応の検討②		
	7月28日	第7回総合計画審議会 前期基本計画(素案)の審議①		
	7月30日	第8回総合計画審議会 前期基本計画(素案)の審議②、重点プロジェクトの審議、序論の確認		
	8月24日	第7回起草委員会 第7・8回審議会意見への対応の検討、進行管理の検討、序論の検討		
	9月9日	第9回総合計画審議会 「第7次府中市総合計画(答申案)」の審議		
	10月15日	第10回総合計画審議会 「府中市総合計画について(答申)」を提出		
	11月22日 ～12月21日	「第7次府中市総合計画(案)」の公表、パブリック・コメント手続の実施		
	12月10日 13日、15日	タウンミーティング(地区別)	「第7次府中市総合計画(案)」について意見収集	
	12月18日	令和3年度第1回タウンミーティング(無作為抽出)	総合計画の認知度を高め、市民協働を進めるため、PRに関するアイデアを募り、周知方法を検討①	
	令和4年	2月5日	令和3年度第2回タウンミーティング(無作為抽出)	総合計画の認知度を高め、市民協働を進めるため、PRに関するアイデアを募り、周知方法を検討②
		2月21日	令和4年第1回府中市議会定例会本会議	「第7次府中市総合計画基本構想の策定について」の議案を上程
3月10日		令和4年第1回府中市議会定例会本会議	「第7次府中市総合計画基本構想の策定について」の議案を可決	
3月		「第7次府中市総合計画書」の発行		

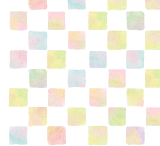


(4) 委員名簿等

総合計画審議会・起草委員会の委員名簿

役職名は答申時点のもの(選出区分別、敬称略)

選出区分	委員名	団体役職名等	備考
市議会議員	赤野 秀二	府中市議会議員	
	奥村 さち子	府中市議会議員	
	佐藤 新悟	府中市議会議員	
	奈良崎 久和	府中市議会議員	
	にしみや 幸一	府中市議会議員	
	前川 浩子	府中市議会議員	
	増山 あすか	府中市議会議員	
教育委員会委員	新島 香	府中市教育委員会委員	
農業委員会委員	市川 耕作	府中市農業委員会会長	R2.8.12に委嘱
	石阪 脩	府中市農業委員会会長	R2.7.19に退任
公共的団体役員	伊藤 敏春	府中市社会福祉協議会会長	起草委員
	落合法子	府中市立小中学校PTA連合会理事	
	小島 壽一郎	府中市体育協会会長	
	志水 清隆	府中市自治会連合会会長	起草委員会副委員長
	長崎 益治	連合三多摩議長	
	中村 洋子	府中市芸術文化協会会長	
	濱中 重美	むさし府中商工会議所会頭	
	平田 嘉史	むさし府中青年会議所専務理事	起草委員
	峯 佳毅	府中市医師会理事	
	森本 憲	府中観光協会理事	起草委員
	吉田 征予	府中市シニアクラブ連合会理事	
学識経験者	金子 憲	東京都立大学都市環境学部准教授	起草委員
	小山 有彦	東京都議会議員	
	中島 正裕	東京農工大学大学院農学研究院教授	起草委員
	藤江 昌嗣	明治大学経営学部専任教授	《会長》
	吉田 ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授	起草委員
	和田 光一	創価大学名誉教授	《副会長》 起草委員会委員長
公募市民	上野 和憲	公募市民	
	榎本 久美子	公募市民	
	森田 直行	公募市民	
市職員	古森 寛樹	府中市副市長	R3.5.28に委嘱
	吉野 誠	府中市副市長	R3.3.31に退任



市民検討会議メンバー名簿

* 住所、所属は報告時点のもの * 氏名の50音順、敬称略

健康・福祉部会		
選出区分	氏名	住所・所属
公募市民	安藤 正 邦	四谷
	江畑 順 子	東芝町
	遠藤 恵 子	分梅町
	河井 文	白糸台
	木村 和 雄	新町
	高橋 隆 行	浅間町
	高見 絵 真	八幡町
	那須 史 子	多磨町
市職員	下 寄 文 子	健康推進課
	長 嶋 聡	保育支援課
	保 坂 将 太	子育て応援課
	町 田 拓 未	介護保険課

生活・環境部会		
選出区分	氏名	住所・所属
公募市民	阿 部 洋 一	若松町
	岡 智 恵	東芝町
	小岩井 雅 人	新町
	林 田 健 一	是政
	甫 足 みのり	紅葉丘
	村 元 義 樹	紅葉丘
	八 木 瞳	晴見町
	市職員	安 藤 英 幸
高 森 雄 大		スポーツ振興課
能 渡 靖		公園緑地課
宮 坂 啓 介		地域安全対策課

文化・学習部会		
選出区分	氏名	住所・所属
公募市民	石 井 美 知	分梅町
	小 島 由美子	朝日町
	小 林 廣 和	白糸台
	西 郷 匠	朝日町
	千 葉 岳 志	白糸台
	藤 井 加津子	府中町
	丸 山 悦 子	四谷
	結 城 太 一	西府町
市職員	諫 山 桜 子	文化生涯学習課
	伊 藤 啓 幸	学務保健課
	高 田 朋 幸	協働推進課
	林 俊 泰	契約課

都市基盤・産業部会		
選出区分	氏名	住所・所属
公募市民	井 上 博 正	宮町
	近 藤 克 浩	四谷
	佐久間 雄 一	西府町
	高 野 茂 久	南町
	谷 本 三 郎	片町
	廣 瀬 健	宮西町
	向 井 博 文	押立町
	和 田 勇 樹	浅間町
	市職員	川 村 昂 史
土 井 恵 子		総合窓口課
森 影 亘		観光プロモーション課
柳 瀬 郁		計画課

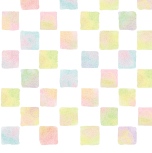
行財政運営部会		
選出区分	氏名	住所・所属
公募市民	小 澤 康 史	紅葉丘
	鹿 野 恭 佑	西府町
	小 西 信 生	四谷
	西 郷 昌 高	朝日町
	瀬 戸 慎 也	是政
	隆 宗 男	新町
市職員	上 野 紘 美	財政課
	大 石 直 美	職員課
	二階堂 麻 美	建築施設課
	山 本 宏 太	政策課



グループミーティング参加団体一覧

令和3年3月26日開催

区分	分野	団体名 (50音順)	分野	団体名 (50音順)
午前の部	保健・福祉	NPO法人ACT府中たすけあいワーカーズぼぼ	文化・学習	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
		大塚製薬株式会社		絵本だいすき
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン		おはなしのたね
		社会福祉法人多摩同胞会		生涯学習ボランティア「悠学の会」
		食育推進リーダー パプリカ		スポーツ推進委員会
		私立保育園園長会		青少年対策地区正副委員長会
		東京農工大学		東京外国語大学
		ふちゅう子育て応援団連絡会		東京フットボールクラブ株式会社
		府中市シルバー人材センター		府中市芸術文化協会
		府中市民生委員児童委員協議会		府中市史談会
		府中の障がい福祉を拓く会		ボランティア地域美術
		まちけん		
午後の部	生活・環境	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	都市基盤・産業	一般社団法人まちづくり府中
		NPO法人府中かんきょう市民の会		東京農工大学
		浅間山自然保護会		府中観光協会
		府中水辺の楽校運営協議会		府中市商店街連合会
		三井住友海上火災保険株式会社		府中市農業後継者連絡協議会
		むさし府中青年会議所		むさし府中商工会議所
				むさし府中商工会議所製造業部会
	むさし府中商工会議所建設業部会			



2 市民意見の主な反映状況

都市像「きずなを^{つむ}紡ぎ 未来を^{ひら}拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」

- みんなの輪が広がるまち(タウンミーティング)
- 新旧住民や多様な世代のつながりにより、助け合い、思いやりの気持ちが生まれるまち
(タウンミーティング)
 - ➔ 「きずなを^{つむ}紡ぎ」
- 過去から未来へ、未来志向(タウンミーティング)
- 未来はどの世代にとってもポジティブであることを願う(タウンミーティング)
 - ➔ 「未来を^{ひら}拓く」
- “心豊かに住みやすい”が普通な私たちの府中(タウンミーティング)
 - ➔ 「心ゆたかに暮らせるまち 府中」



タウンミーティング①



タウンミーティング②



基本目標 1 人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち

保健

福祉

- 育児不安の解消等が図れるように、親同士の交流機会の促進を図る必要がある。(市民検討会議)

→ 施策4 地域における子育て支援

- 望まない妊娠への対策として、公共機関、若い子、困っている子が集まるような効果的な場での周知や身近な相談場所の確保が求められている。また、学校と連携して、偏りが無い積極的な保健計画の推進に取り組む必要がある。(市民検討会議)

→ 施策5 妊娠期から子育て期までの継続的な支援

- 教育・保育の質を維持・向上するためには、保育士等の人材確保、処遇改善ならびに人材育成が必要である。(市民検討会議)

→ 施策7 教育・保育サービスの充実

- 皆がともに学ぶことのできるインクルーシブ教育体制を確立するために支援員の人材養成と適切な配置や支援機器の積極的導入が必要である。(市民検討会議)

→ 施策7 教育・保育サービスの充実

→ 施策13 障害児への支援の充実

- 発達障害等の相談を希望しても相談の順番待ちの状態が多く、市民のニーズに対応しきれていない。相談員や相談する場所が少ないことが課題である。(市民検討会議)

→ 施策13 障害児への支援の充実

- 年金制度を気軽に相談できる相談員や相談窓口の充実を望む。(市民検討会議)

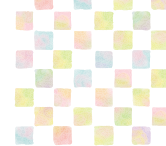
→ 施策16 国民年金の普及

- 包括介護サービスを充実させるためには、介護人材の確保が必要である。(市民検討会議)

→ 施策17 介護保険制度の円滑な運営

- 社会的孤立を防ぐための地域コミュニティの確立・強化が必要である。(市民検討会議)

→ 施策18 低所得者の自立支援



● 地域課題を共有できる場やネットワークを検討する必要がある。(市民検討会議)

→ 施策20 つながり支え合う地域づくり

→ 施策101 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進



総合計画市民検討会議①



総合計画市民検討会議②

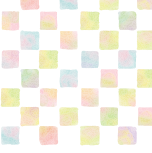


基本目標 **2** 緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち

生活

環境

- 市民一人ひとりが関心を持って、多様な主体と協調しながら、生態系の保全に取り組む必要がある。
(市民検討会議)
→ **施策22** 生物多様性の保護と回復
- 自然環境に恵まれる府中において、高齢化が進む既存の市民活動団体と、新たな世代や立場にある人との連携が必要となっている。(グループミーティング)
→ **施策22** 生物多様性の保護と回復
- 公園の防災機能を強化するとともに、高齢化に伴い健康ニーズが高まる中で公園が健康のためにより役立つ場所となる必要がある。(市民検討会議)
→ **施策23** 公園緑地等の活用促進
- 市内の緑地について、全域における緑の把握と適切な維持管理を計画的に進める必要がある。(市民検討会議)
→ **施策23** 公園緑地等の活用促進
- 今後増加が予想される空家について、活用も見据えた対策をとる必要がある。(市民検討会議)
→ **施策25** まちの環境美化の推進
- 「循環型社会形成の推進」として、SDGs啓発WEB動画を配信しており、基本知識を知ってもらうために個人・企業・自治体向けの3パターンを用意できるので、活用を検討してほしい。(グループミーティング)
→ **施策28** ごみの発生抑制・循環的な利用の促進
- 「災害に強いまちづくりの推進」に向けた、防災備蓄(ストック)としての商店街機能のアイデアについて、実現できると思った。(グループミーティング)
→ **施策32** 危機管理対策の強化
- 災害の対応については、現実が目まぐるしく変化していく中で、柔軟な対応ができる体制作りが必要



である。また、それを支える仕組みとして自治会の加入率を上げていく必要性、地域の課題を自分事化していく重要性が認識され、企業及び市民団体も横断的に関わりを作っていく必要がある。

(グループミーティング)

→ **施策32** 危機管理対策の強化

→ **施策40** 地域コミュニティの活性化支援

- 消防団員の責任感や使命感に頼るだけでなく、賞与や表彰制度など、処遇の改善を図ることが求められている。(市民検討会議)

→ **施策33** 消防力の充実



グループミーティング①



グループミーティング②

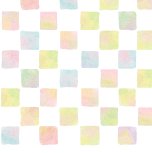


基本目標 3 多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち

文化

学習

- ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害への対策を進める必要がある。(市民検討会議)
 - ➔ 施策35 人権意識の醸成
- VR等の新しい技術を、戦争体験を伝える手段として取り入れることが有用である。(市民検討会議)
 - ➔ 施策36 平和意識の啓発
- 女性が活躍するための環境整備が必要である。(市民検討会議)
 - ➔ 施策37 男女共同参画の推進
- 多様性が求められる現代において、問題意識を一人ひとりが持てるような対策と環境づくり、コミュニケーションの場が求められる。(グループミーティング)
 - ➔ 施策39 多文化共生の推進
- 文化センターをより多世代が集まれるよう、柔軟な利用の仕方ができる場に変えていく必要がある。(グループミーティング)
 - ➔ 施策40 地域コミュニティの活性化支援
- 地域SNSなど、ICTを活用した地域コミュニティの活性化について検討する必要がある。(市民検討会議)
 - ➔ 施策40 地域コミュニティの活性化支援
- 電子書籍やデジタルアーカイブを通して、来館しなくてもサービスの利用を可能とする方法を検討する必要がある。(市民検討会議)
 - ➔ 施策42 図書館サービスの充実
- 市民芸術文化祭について、若い世代をはじめ、誰もが参加・参観できる魅力ある事業へ見直しを検討する必要がある。(市民検討会議)
 - ➔ 施策43 市民の文化・芸術活動の支援



市民意見の主な反映状況

- 文化・スポーツ施設や団体、大学など、もっと開けた資源活用が重要である。(グループミーティング)
 - ➔ 施策44 文化施設の有効活用
 - ➔ 施策48 トップチーム等との連携

- 障害者や高齢者も使いやすいスポーツ施設の整備に向け、ユニバーサルデザインの導入が必要である。(市民検討会議)
 - ➔ 施策46 スポーツ活動の普及・促進

- トップチームと連携して、施設の無料開放日を利用した交流・体験事業を実施するなど、交流の機会を増やすことが望ましい。(市民検討会議)
 - ➔ 施策48 トップチーム等との連携

- ICT環境を活用した効果的な指導体制を構築するため、整備した環境を活用できる教職員の養成や、業務を継続的に支援する仕組みが必要である。(市民検討会議)
 - ➔ 施策49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成

- 子どもや社会にとってICTが前提となる今後は、ICT教育格差の解消と同時に、地域文化に触れるなどリアルな価値観と心を育むことも大切となる。(グループミーティング)
 - ➔ 施策49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成
 - ➔ 施策51 子どもの学びを支える教育環境の充実

- 家庭環境や経済格差に伴う学力格差への対応が必要である。(市民検討会議)
 - ➔ 施策50 学びの機会を保障するための支援の充実

- バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した学校施設の整備が必要である。(市民検討会議)
 - ➔ 施策51 子どもの学びを支える教育環境の充実

- 放課後子ども教室と学童クラブの関係と課題の整理が必要である。(市民検討会議)
 - ➔ 施策52 小学生の放課後の居場所づくりの推進



基本目標 **4** 魅力あふれる うるおいと活力のあるまち

都市
基盤

産業

- 公共交通ネットワークの形成においては、福祉の視点も重要で、介護タクシーなども含め、バリアフリー化された交通網を形成することが必要である。(市民検討会議)

→ **施策58** 公共交通の利便性の向上

- 各拠点をつなぐだけでなく、拠点と拠点をつなぎ、市としてランドデザインを描く必要がある。(市民検討会議)

→ **施策59** 市内の拠点におけるまちづくりの推進

- 府中駅南口地区では、再開発事業でハードの整備は完了したが、大型店舗の入れ替わりがあったり、コロナ禍で人出が減ったりしているため、今後はにぎわい創出等のソフト面への対応が求められる。(市民検討会議)

→ **施策60** けやき並木と調和したまちづくりの推進

- 市内の創業数のデータを施策指標として活用することが望ましい。(市民検討会議)

→ **施策63** 中小企業の経営基盤強化の支援

- 商店街単体でのにぎわい創出事業や祭りなどのイベントが多いが、地域間イベントの開催など新たな連携とPRによって、盛り上げていくことが望ましい。(グループミーティング)

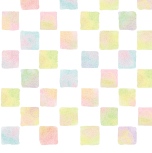
→ **施策64** 地域商業の振興

- 国際的なスポーツ大会に関連した外国人観光客向けの観光施策を一過性のものとせず、大会後も本市に繰り返し来訪してもらえるような施策展開が必要である。(市民検討会議)

→ **施策66** 観光資源の活用・創出による地域活性化

- 学校教育などの一環として、子どもたちが農業について知る機会を拡充する必要がある。(市民検討会議)

→ **施策69** 農業とふれあう機会の拡充



行財政運営

- 協働に関する認識を統一するとともに、新たな協働の手法や方向性についての整理が必要である。
(市民検討会議)
 - ➔ **施策101** 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進

- 情報発信手段が多様化する中、受け手側に受信方法を教示するなど情報弱者への配慮が必要である。(市民検討会議)
 - ➔ **施策102** 多様な媒体を活用した市政情報の発信

- 行政サービスのデジタル化・オンライン化の推進と情報セキュリティの強化を両立させる必要がある。(市民検討会議)
 - ➔ **施策106** デジタル化の推進と情報セキュリティの強化

- ふるさと寄付金の返礼品を増やすとともに、より一層のPRが必要である。(市民検討会議)
 - ➔ **施策108** 持続可能な財政運営



3 関係条例・規則

府中市総合計画条例

平成24年6月27日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の構成及び位置付け並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し、総合計画の策定過程を明確にし、かつ、その策定への参加を進め、市民の理解と協力の下に総合計画を策定し、もって府中市(以下「市」という。)のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における都市像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

- 2 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

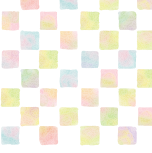
(策定方針)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的見地から策定されなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。
- 3 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、市民との協働によって策定されなければならない。
- 4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(府中市総合計画審議会)

第5条 市長は、総合計画の策定又は変更にあたっては、あらかじめ、附属機関(地方自治法(昭和22年



法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する市長の附属機関をいう。)に諮問するものとする。

- 2 前項の規定による諮問に応じて調査し、及び審議するため、府中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 3 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員30人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第8条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、適宜に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(府中市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 府中市総合計画審議会条例(昭和42年3月府中市条例第5号)は、廃止する。
(審議会の委員に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の府中市総合計画審議会条例第3条第2項の規定に基づき委員の職にある者は、第5条第3項の規定に基づく委員とみなす。
- 4 前項の規定により委員とみなされる者の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。



府中市総合計画審議会規則

平成24年6月27日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市総合計画条例(平成24年6月府中市条例第12号)第5条第5項の規定に基づき、府中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 府中市議会の議員
- (2) 府中市教育委員会の教育長又は委員
- (3) 府中市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募による市民
- (7) 府中市の職員

(平27規則16・令元規則33・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

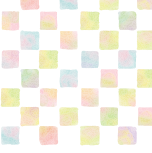
第5条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月24日規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

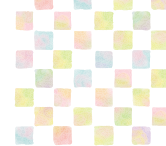


付 則(令和元年12月23日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 個別計画一覧

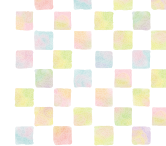
No.	分野	計画名称	基本 施策 番号	計画期間	関連する審議 会等	策定の目的
1	保健・福祉	第3次府中市保健計画・第3次府中市食育推進計画	1-1	R3～R8	府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	健康を取り巻く国や東京都の政策動向や社会情勢の変化を踏まえ、市民の健康寿命の更なる延伸を図るため、地域のつながりを重視した健康づくりを推進する健康施策の指針として策定。
2		府中市自殺総合対策計画	1-1	R元～R5	府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、取組をより一層進めていくことを目的に策定。
3		第2次府中市子ども・子育て支援計画	1-2	R2～R6	府中市子ども・子育て審議会	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援環境の推進を目的に策定。
4		府中市高齢者保健福祉・介護保険事業計画(第8期)	1-3 1-5	R3～R5	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	総人口・現役世代人口が減少し、高齢者人口が増加する中で、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施や高齢者保健福祉施策を推進するために策定。
5		府中市障害者計画	1-4	R3～R8	府中市障害者計画推進協議会	障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立(自律)した暮らしができる地域社会をつくることを目的として策定。
6		障害福祉計画(第6期)	1-4	R3～R5	府中市障害者計画推進協議会	障害のある人の地域生活等に関する成果目標、障害福祉サービス等の必要な見込量やその確保策などを定め、障害のある人の日常生活や社会生活を支援する目的として策定。
7		障害児福祉計画(第2期)	1-4	R3～R5	府中市障害者計画推進協議会	障害のある児童に関する成果目標、障害児通所支援等の必要な見込量やその確保策を定め、障害のある児童の日常生活や社会生活を支援する目的として策定。
8		府中市国民健康保険保健事業実施計画	1-5	H30～R5	府中市国民健康保険運営協議会	府中市の国民健康保険被保険者の健康意識の向上及び健康の保持増進並びに医療費の適正化を図ることを目的として策定。
9		第4次府中市住宅マスタープラン	1-6 2-5 4-1	R4～R11	府中市住宅マスタープラン検討協議会	市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定。
10		府中市福祉計画	1-3 1-4 1-5 1-7	R3～R8	府中市福祉計画検討協議会	地域共生社会の実現に向けて、本市における福祉の基本理念を定めると共に、福祉施策を進めていく上での考え方や本理念を実現するための仕組みと基本視点を示し、福祉施策を総合的かつ包括的に推進するための計画として策定。



No.	分野	計画名称	基本 施策 番号	計画期間	関連する審議 会等	策定の目的
11	保健・福祉	府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画	1-7	R3～R8	府中市福祉のまちづくり推進審議会	地域共生社会の実現に向け、住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決を試みることができる地域づくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを目指した計画として策定。
12	生活・環境	第2次府中市環境基本計画	2-1 2-2	H26～R4	府中市環境審議会	現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保することを目的に、環境の保全に関する目標、施策の方向性のほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとして策定。
13		府中市生物多様性地域戦略	2-1	H27～R4	府中市環境審議会	本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとして策定。
14		府中市緑の基本計画2020	2-1	R1～R10	府中市緑の基本計画検討協議会	“緑育”のまちづくりを計画テーマとした本市の将来像を描き、今後の府中市の緑地の保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的として策定。
15		府中市地球温暖化対策地域推進計画	2-2	H23～R4	府中市環境審議会	豊かな環境を保全し、環境との調和を保ちつつ、持続的発展が可能な循環型社会の創生を目指し、市民・事業者・行政が一体となり、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定。
16		第4次府中市職員エコアクションプラン	2-2	H28～R4	—	本市の職員が、事務事業の実施に伴う環境への負荷を低減するための行動を自ら率先して実行することにより、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全施策の推進を図ることを目的として策定。
17		第2次府中市空家等対策計画	2-2	R4～R7	府中市空家等対策協議会	市民の生活環境の保全や空き家問題に関する本市の考え方を明確にするとともに、これらの対策をより具体的に推進していくため、計画を策定。
18		府中市一般廃棄物処理基本計画	2-3	H30～R9 (R5～R14 で次期計画策定予定)	府中市廃棄物減量等推進審議会	循環型社会の実現を目指し、ごみや生活排水の適正処理及び3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進などにかかる本市の中長期的な施策展開についての指針を明確に示し、市民や事業者と連携することを目的として策定。

個別計画一覧

No.	分野	計画名称	基本 施策 番号	計画期間	関連する審議 会等	策定の目的
19	生活・環境	府中市交通安全計画	2-4	R5～R12	府中市交通安全対策審議会	府中市内の交通事故件数については、全体としては減少傾向ではあるものの、高齢者や自転車が当事者となる事故の割合は依然として高い状況が続いている。そのため、全市的な取組を強化し、更なる交通事故減少を目指すために計画を策定する。
20		府中市地域防災計画	2-5	R2～	府中市防災会議	震災、風水害等に係る予防対策、応急復旧対策等を実施することにより、市民の生命・財産を災害から守ることを目的として策定。
21		府中市耐震改修促進計画	2-5	R3～R7	—	市内の建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進し、市街地の防災性を高め、震災から市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを進めることを目的として策定。
22		府中市国民保護計画	2-5	H30～	府中市国民保護協議会	武力攻撃や大規模テロ等に際して、市が迅速・的確に市民を保護することを目的として策定。
23	文化・学習	府中市の教育に関する大綱(第2期)	3-1 3-6	R4～R11	—	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を明らかにし、市民と市との協働の推進により、教育行政の充実を図るために策定。
24		第6次府中市男女共同参画計画	3-1	R2～R6	府中市男女共同参画推進協議会	男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に寄与するために策定。
25		第3次府中市生涯学習推進計画	3-2	H31～R8	府中市生涯学習審議会	幅広い世代の市民が、自由に学習の機会や交流の場を選択しながら学ぶほか、一人ひとりが学習した内容を地域に活かす「学び返し」を実践し、さらなる学習意欲の高揚が図れるよう、施策を推進することを目的として策定。
26		第4期府中市子ども読書活動推進計画	3-2	H30～R5	府中市子ども読書活動推進委員会	市と市民が手を携えて、子どもの読書環境をより一層整備することにより、子どもが本に親しみ、読書する力を身に付け、個性豊かで健やかに成長し、人生をより豊かに生きることを目的として策定。
27		府中市文化芸術推進計画	3-3	H30～R7	—	本市の文化・芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定。

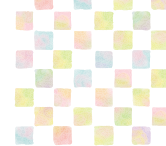


個別計画一覧

No.	分野	計画名称	基本 施策 番号	計画期間	関連する審議 会等	策定の目的
28	文化・学習	第2次府中市スポーツ推進計画	3-4	R4～R11	府中市スポーツ推進計画検討協議会	近年の社会情勢の変化や、スポーツの社会的役割の増大、市民のスポーツへの意識の高まりに応えられるよう、また、より具体的に「スポーツタウン府中」の発展を目指すことを目的として策定。
29		第3次府中市学校教育プラン	3-5	R4～R11	府中市学校教育プラン検討協議会	教育を取り巻く環境が大きく変化する中、引き続き、学校・地域・関係機関等と連携した上で、一体となって子供を育成していくため、今後の学校教育施策の指針として策定。
30		府中市学校施設改築・長寿命化改修計画	3-5	R2～R32	府中市学校施設老朽化対策推進協議会	学校施設の老朽化対策を進める上で、基本的な考え方や中長期的なスケジュールや費用を示すことにより、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に実施できるよう策定。
31		府中市青少年健全育成基本方針	3-6	毎年度	府中市青少年問題協議会	青少年の健全な育成を目的として、関係機関との連携を図り、施策を推進するための方針として策定。
32	都市基盤・産業	府中市都市計画に関する基本的な方針	4-1	R3～R23	府中市都市計画審議会	都市計画法第18条の2の規定に基づき、本市の都市整備の方向性を示す基本計画として策定。
33		府中市立地適正化計画	4-1	未定	府中市都市計画審議会	人口減少及び少子高齢化の進展に伴い都市機能の適正な立地を図ることにより、持続可能な都市経営を実現することを目的として策定予定。
34		府中市景観計画	4-1	R4～R23	府中市土地利用景観調整審査会	これまで本市が行ってきた景観制度の取組みの良さを生かしながら、平成16年に制定された景観法の法的実効性を持たせ、より効果的な景観形成を推進していくため、市民・事業者・市の協働により、魅力的な景観をつくるための施策を示す計画として策定。
35		府中市地域公共交通計画(仮称)	4-1	R5～未定	府中市地域公共交通協議会	まちづくりと連携し、誰もが自由に移動できる持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図るため、今後の地域公共交通のマスタープランとして策定予定。
36		府中市中心市街地活性化ビジョン	4-2	R4～R12	—	中心市街地の課題を踏まえ、本市全体がより活力のある地域となるため、その核として、魅力と活力を創出する本市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成を目指すために策定。

個別計画一覧

No.	分野	計画名称	基本 施策 番号	計画期間	関連する審議 会等	策定の目的
37	都市基盤・産業	府中市都市再生整備計画(策定中)	4-2	R4~R7 (予定)	—	都市再生に必要な道路空間の活用事業等を、重点的に実施すべき区域として、中心市街地を設定し、更なる活性化を図るために策定。
38		分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画	4-2	R2~	—	分倍河原駅周辺地区において、交通基盤の整備と連携したまちづくりを一体的に推進するとともに、地域住民や交通事業者を始めとした関係者との協働によるまちづくりを実現することを目的として策定。
39		府中市都市・地域交通戦略	4-2	H30~ R10	府中市都市・地域交通戦略(分倍河原駅周辺地区)推進協議会	分倍河原駅周辺地区において、戦略的な都市交通施策を展開することを目的として策定。
40		府中基地跡地留保地利用計画	4-2	R1~	—	大規模国有地である「府中基地跡地留保地」の土地処分が進められるに当たり、当該地の今後の土地利用の方針を示す計画として策定。
41		桜通り等改修計画	4-3	H27~ R16	—	樹齢60年以上に達している桜は、高齢化及び大木化の進行に伴い、落枝や害虫・菌類の浸食、植栽マスの破損や歩道の根上がりなどの課題が生じており、更新時期に直面していたため改修計画を策定。
42		府中市下水道マスタープラン2020	4-3	R2~R31	府中市下水道マスタープラン検討協議会	本市の下水道事業における多様な課題に取り組むため、中長期的な視点による安定的かつ有効的な整備方針及び経営方針を明らかにすることを目的に策定。
43		府中市商店街振興プラン	4-4	R4~R11	府中市商店街振興プラン検討協議会	商店街を取り巻く社会情勢の変化を受けて、多様化するニーズへの対応と、商店街の活性化に向けた今後の方策の明確化を図るため策定。
44		府中市観光振興プラン	4-4	R4~R11	府中市観光振興プラン検討協議会	経営力に基づく観光を基軸として、観光・交流による地域の活力向上、市民が誇れる観光・交流の磨き上げ、持続可能な観光・交流を実現することを目的として策定。
45		第4次府中市農業振興計画	4-5	R4~R11	府中市農業振興計画検討協議会	農地・農業を取り巻く国や東京都の政策動向や社会情勢の変化を踏まえ、本市の農業の維持・発展を図るため、今後の農業振興施策の指針として策定。



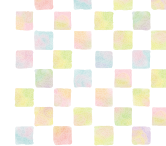
個別計画一覧

No.	分野	計画名称	基本 施策 番号	計画期間	関連する審議 会等	策定の目的
46	行財政運営	府中市市民協働の推進に関する基本方針	5-1	H26～ (R4改定)	府中市市民協働推進会議	市民、地域団体、NPO・ボランティア団体、学校、企業、行政などの様々な主体が協働して地域課題を解決し、誰にとっても心ゆたかに暮らせるまちの実現に寄与できるよう、協働関係を築く上の基本的事項を定めるために策定。
47		府中市人材育成基本方針	5-3	H19～ (H28改定)	—	本市の目指すべき職員像などを明確にするとともに、職員の能力開発や能力活用の方策を示し、今後の人材育成推進の総合的な取組の指針とするために策定。
48		府中市デジタル化推進計画	5-3	R4～R7	—	デジタル化に向けた施策に取り組み、第7次府中市総合計画の実現をデジタル化の側面から支援することを目的として策定。
49		府中市公共施設等総合管理計画	5-4	H29～ R34	—	本市の公共施設等の全体の現状や人口及び財政の状況を示し、課題を整理した上で、公共施設マネジメント及びインフラマネジメントに一体的に取り組むために策定。
50		府中市公共施設マネジメント基本方針	5-4	—	—	公共施設を経営資源として捉えた上で、総合的かつ長期的な視点で費用とサービスの最適化を図る取組(公共施設マネジメント)の基本的な考え方を示すものとして策定。
51		第3次府中市公共施設マネジメント推進プラン	5-4	R4～R7	—	施設の老朽化の進行や健全財政の維持、多様化する市民ニーズへの対応など、公共施設に関する課題の解決に向け、公共施設マネジメントの視点に基づく最適化や計画的保全の取組を着実に進めていくことを目的に策定。
52		府中市文化・スポーツ施設配置等適正化計画(仮称)	5-4	R7～R34 (予定)	—	文化・スポーツ施設の機能を確保しつつ、市民サービスを維持・向上させることを目的とし、文化・スポーツ施設の適正な配置、機能、運営等のあり方を示した計画を策定。
53		府中市インフラマネジメント計画(2018年度)	5-4	H30～ R34	府中市インフラマネジメント計画改訂検討協議会	インフラの老朽化の進行や、健全財政の維持などの課題に対し、インフラを市民共通の財産として、良好な状態で、過度な負担を残すことなく、次世代に引継ぐことを目的に策定。
54		府中市市税及び国民健康保険税の収納率向上計画	5-4	R4～R7	—	市政運営の根幹である財源を確保するため、市税及び国民健康保険税の収納率の年次目標を設定し、目標達成に向けた具体策を、計画的に実施していくことを目的として策定。



5 前期基本計画の施策体系とSDGsの17のゴールとの関係

基本計画の施策体系			1	2	3
基本目標	基本施策	施策	1	2	3
			貧困をなくそう 	飢餓をゼロに 	すべての人に健康と福祉を
人と人との支え合い 誰もが幸せを感じるまち(保健・福祉)	1 健康づくりの推進	01 健康づくりの支援		●	●
		02 疾病予防対策の充実			●
		03 地域医療体制の整備			●
	2 子ども・子育て支援の充実	04 地域における子育て支援	●		
		05 妊娠期から子育て期までの継続的な支援			●
		06 ひとり親家庭への支援	●		
		07 教育・保育サービスの充実			
	3 高齢者サービスの充実	08 高齢者がいきいきするための支援			●
		09 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援	●	●	●
	4 障害者サービスの充実	10 障害者の社会参加の推進			
		11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実			
		12 障害者の地域生活支援			
		13 障害児への支援の充実			●
	5 社会保障制度の充実	14 高齢者医療制度の普及と推進			●
		15 国民健康保険の運営			●
		16 国民年金の普及			
		17 介護保険制度の円滑な運営			●
	6 生活の安定の確保	18 低所得者の自立支援	●	●	
		19 住宅セーフティネット制度の推進			
	7 共に生きるまちづくりの推進	20 つながり支え合う地域づくり			●
		21 安心して生活できる福祉環境の整備			
緑とともに暮らせる 快適で安全安心なまち(生活・環境)	1 緑と生きものを育むまちづくりの推進	22 生物多様性の保護と回復		●	
		23 公園緑地等の活用促進			
	2 生活環境の保全・向上	24 環境に配慮した活動の促進			
		25 まちの環境美化の推進			
		26 公害対策の推進			●
		27 斎場・墓地の管理運営			
	3 循環型社会形成の推進	28 ごみの発生抑制・循環的な利用の促進			
		29 継続的・安定的なごみの適正処理の確保			
	4 交通安全・地域安全の推進	30 交通安全の推進			●
		31 地域安全の推進			
	5 災害に強いまちづくりの推進	32 危機管理対策の強化	●		
		33 消防力の充実	●		
		34 震災に対応した建築物等の誘導	●		

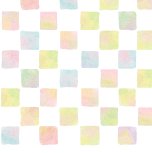


持続可能な開発目標 (SDGs)													
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
													●
													●
							●						●
												●	●
●						●							●
●													●
				●		●							●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
						●						●	●
	●					●	●					●	●
●		●	●				●	●	●	●	●		●
			●				●		●				●
		●					●	●					●
							●	●		●			●
							●	●					●
							●	●					●
	●											●	●
							●		●				●
							●		●				●
							●		●				●



前期基本計画の施策体系とSDGsの17のゴールとの関係

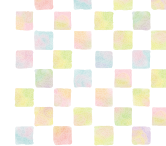
基本計画の施策体系			1	2	3	
基本目標	基本施策	施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	
多様性を認め合い人と文化が磨かれるまち(文化・学習)	1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進	35 人権意識の醸成				
		36 平和意識の啓発				
		37 男女共同参画の推進				
		38 都市間交流の促進				
		39 多文化共生の推進				
		40 地域コミュニティの活性化支援			●	
	2 生涯にわたる学習活動の推進	41 学習機会の提供と環境づくりの推進				
		42 図書館サービスの充実				
	3 文化・芸術活動の支援	43 市民の文化・芸術活動の支援				
		44 文化施設の有効活用				
		45 歴史文化遺産の保存と活用				
	4 スポーツ活動の支援	46 スポーツ活動の普及・促進			●	
		47 スポーツ環境の整備			●	
		48 トップチーム等との連携			●	
	5 学校教育の充実	49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成				
		50 学びの機会を保障するための支援の充実	●		●	
		51 子どもの学びを支える教育環境の充実				
	6 青少年の健全育成	52 小学生の放課後の居場所づくりの推進				
		53 青少年健全育成活動の推進	●			
	魅力あふれるうるおいと活力のあるまち(都市基盤・産業)	1 快適で住みやすいまちづくりの推進	54 計画的な土地利用の推進			
			55 適正な開発事業の誘導			
56 質の高い建築物の確保			●			
57 魅力ある景観の保全・形成						
58 公共交通の利便性の向上						
2 地域特性を生かした都市空間の形成		59 市内の拠点におけるまちづくりの推進				
		60 けやき並木と調和したまちづくりの推進				
3 都市基盤の保全・整備		61 安全で持続可能な道路機能の保全・整備				
		62 下水道施設の機能確保				
4 にぎわいの創出		63 中小企業の経営基盤強化の支援			●	
		64 地域商業の振興				
		65 工業の育成				
		66 観光資源の活用・創出による地域活性化				
		67 消費生活の向上				
5 都市農業の育成		68 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援		●		
		69 農業とふれあう機会の拡充		●		



持続可能な開発目標 (SDGs)													
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
	●						●					●	●
												●	●
	●												●
●													●
●							●					●	●
								●					●
●													●
●				●								●	●
●													●
●													●
●													●
													●
													●
													●
													●
●													●
●													●
●													●
●													●
													●
													●
●	●						●					●	●
					●		●						●
					●		●			●			●
					●		●						●
					●		●						●
					●		●						●
					●		●						●
					●		●						●
					●		●						●
●				●	●	●						●	●
				●	●								●
●				●	●	●						●	●
				●	●							●	●
●				●	●	●		●	●	●	●	●	●
													●
													●

6 注記用語一覧

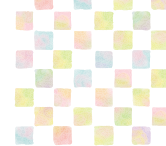
No.	用語説明	掲載ページ
*1	テレワークとは、ICT(情報通信技術)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことをいいます。	6,10
*2	マイクロプラスチックとは、微細(一般的には5mm以下)なプラスチックごみのことをいいます。含有または吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることで生態系に影響を及ぼすとされています。	8
*3	温室効果ガスとは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガスと定められています。	8,114
*4	カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることをいいます。	8
*5	ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。	9,36,55,56, 140,148, 166,169, 170,172, 206,222
*6	AIとは、「Artificial Intelligence」の略称であり、人工的に作られた知能を有するソフトウェアやシステムのことです。	9,222
*7	IoTとは、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すことをいいます。	9
*8	Society5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のことをいいます。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。	10
*9	SDGsとは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された令和12年(2030年)までの国際社会共通の「持続可能な開発目標」のことをいいます。地球上の誰一人として取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17のゴールを提示しています。	10,34,47, 66
*10	インバウンド需要とは、日本に訪れた外国人の日本国内で生み出された商品やサービスへの需要をいいます。	18
*11	DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいいます。	24
*12	緑育とは、府中市緑の基本計画2020において設定した造語で、人と緑の間には「生かし」「生かされる」、「育て」「育てられる」という密接な関係があり、こうした人と緑の関係のことをいいます。	34,112
*13	ゼロエミッションとは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を持続可能な循環型社会に変えるために1994年に国連大学が提唱したコンセプトで、社会全体で排出物(Emissions)をゼロにするという考え方をいいます。単独の企業では廃棄物をゼロにすることは難しいが、発生する廃棄物を別の産業で原料として利用することにより、全体としての廃棄物発生量をゼロにするという方法です。	34



No.	用語説明	掲載ページ
*14	環境パートナーシップとは、市民・事業者・行政が密接な連携を図りながら、環境を改善・創造していくことをいいます。	34,114
*15	DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいいます。	36,139
*16	学び返しとは、自ら学んだことや身につけた知識・技能など「学び」の成果を地域や他の方に対し還元しようという府中市独自の考え方です。	36,150
*17	コミュニティ・スクールとは、家庭や地域住民が学校運営に参画する仕組みのことです。地域の意見を学校経営に取り入れるとともに、社会資源を教育活動に取り入れ、地域と連携・協働して、学校の教育活動の充実等を図ります。	36,167
*18	スポーツタウン府中とは、スポーツ推進計画において次のようなまちを意味します。 ・市民が日常生活にスポーツを取り入れ、元気で健康に暮らしているまち ・スポーツを通じた交流とにぎわいのあるまち ・市民が市内トップチーム、アスリートに愛着を持ち、応援しているまち ・市民がスポーツを通じて、市民としての誇りを持てるまち	37,160, 162,164
*19	ステークホルダーとは、企業や消費者、投資家、労働者、NPOなど、ここではSDGsに係る課題解決に関与する組織や個人のことをいいます。	47
*20	スクールソーシャルワーカーとは、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材です。	56,168
*21	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることです。	57,106, 171,185, 192
*22	シビックプライドとは、まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、「まちのために自ら関わっていこうとする気持ち」のことをいいます。	58,202
*23	エリアマネジメントとは、特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行おうという取組のことです。	58,190
*24	ソーシャルキャピタル(社会関係資本)とは、人と人の絆や地域のつながりにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」などの社会的仕組みを指す概念です。	66
*25	保育コンシェルジュとは、就学前の子どもの保護者からの相談に応じ、保育所や幼稚園など様々な保育サービスの情報提供、相談・助言を行う専門の相談員のことです。	79
*26	フレイルとは、加齢に伴い、筋力や認知機能などが低下し、健康障害を起こしやすくなった脆弱な状態をいいます。この段階において、適切に介入すれば、要介護状態に進まずに済むとされており、その予防と対策が重要と考えられています。	80,92
*27	地域包括ケアシステムとは、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を維持するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制をいいます。	82

注記用語一覧

No.	用語説明	掲載ページ
*28	ノーマライゼーションとは、1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方です。当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念でしたが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきました。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されています。	84
*29	合理的配慮の提供とは、障害者から社会的障壁の除去(社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組を行うことをいいます。	86
*30	医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童をいいます。	90
*31	ちゅうファイル(支援ファイル)とは、福祉的な支援を必要とする人のライフステージが変化しても、支援が継続し、共通理解のもとで一貫した支援が受けられるようにするため、成長や変化の記録を行うファイルです。就学や就職、自立、親亡き後、災害時など様々な場面で活用することを目的としています。	91
*32	ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間が切れた後に、他のメーカーが同一の有効成分、同等の効き目で製造した薬です。先発医薬品より開発費用が少なく済むため、一般的に先発医薬品よりも価格が安くなっていますが、品質・効き目・安全性は先発医薬品と同等であると国が認めた医薬品です。	93
*33	標準保険料(税)率とは、東京都が国民健康保険法に基づき、法定外一般会計繰入(赤字補填)を行わないことを前提として、算出した保険料(税)率の標準的な水準を表しているものです。各市区町村は、標準保険料率を参考に実際の保険料(税)率を決定するとされています。	94
*34	住宅セーフティネット制度とは、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした、住宅の登録制度、経済的支援、居住支援の3つの柱から成る制度をいいます。	102
*35	心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。	107
*36	生物多様性とは、あらゆる種類の生き物が様々な環境で、相互につながりあいながら存在していることをいいます。	110
*37	再生可能エネルギーとは、有限な資源である化石エネルギーでなく、太陽光や風力などの自然界に常に存在するエネルギーのことです。	114
*38	自立分散型エネルギーとは、エネルギーの地産地消を実現し、自立的で持続可能な災害に強いエネルギーシステムをいいます。各々が必要な電力を賄える小さな発電設備を分散配置するものです。	114
*39	パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明する制度をいいます。	138



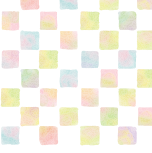
注記用語一覧

No.	用語説明	掲載ページ
*40	府中市平和都市宣言とは、昭和61年8月15日に世界の恒久平和への願いと、愛する郷土を未来に引き継ぐ決意のもとに、府中市が宣言したものです。	140
*41	白糸台 ^{えんたいごう} 掩体壕とは、戦時中(太平洋戦争末期)、空襲から戦闘機を守り、隠しておくための格納施設として、現在の白糸台に造られたものです。戦争の歴史を伝える文化遺産として、平成20年に市の史跡指定を受けた市内に残る数少ない戦争関連遺跡の一つです。	140
*42	府中市男女共同参画都市宣言とは、男女が性別に関わらずあらゆる分野で平等に参画でき、喜びと責任を分かち合い、自分らしく豊かに生きることができる社会を目指して、平成11年11月3日に府中市が宣言を行ったものです。	142
*43	指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法の改正により創設されたものです。この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間企業・NPO等を含めた幅広い団体に委ねることができるようになりました。本市では、生涯学習センター、市民活動センター等に導入しています。	150
*44	PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。本市では、市民会館・中央図書館複合施設(ルミエール府中)を整備する際に、PFIを導入し、民間事業者が設計、建設、資金調達、管理、運営の一部を行い、公共サービスの提供をしています。	152
*45	デジタルアーカイブとは、図書館で所蔵する貴重な郷土資料など、将来にわたって保存する価値のある資料をデジタル化して保存及び公開し、多くの人がインターネット上で共有し利用できるようにするものです。	152
*46	学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき学校ごとに設置する学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関です。平成29年度の法改正により始まった制度で、設置校では、「学校運営協議会」を軸にして、学校と地域と一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めます。	167
*47	スクール・コミュニティ協議会とは、市で定める要綱に基づき学校ごとに設置する学校、保護者、地域住民等で構成する機関です。設置校では、地域の意見を反映させ、一層開かれた学校づくりを推進することにより、円滑な学校運営や教育活動の充実等を図ります。府中市では、平成26年度から各市立学校に設置しています。	167
*48	オープンハウスとは、自由に入退場ができる会場において、まちの将来像などのパネル展示を行うものです。市職員が来場者に対してパネルの説明をしたり、来場者からの質問や意見を聴取するなど、誰でも気軽に参加できる説明の手法です。	179
*49	景観行政団体とは、良好な景観の形成に関する計画(景観計画)を定めることができ、条例で必要な規制を設けることも可能な地方自治体のことで、都道府県・政令指定都市・中核市が自動的になります。それ以外の市町村であっても、都道府県知事の同意を得て景観行政団体になることができます。	184



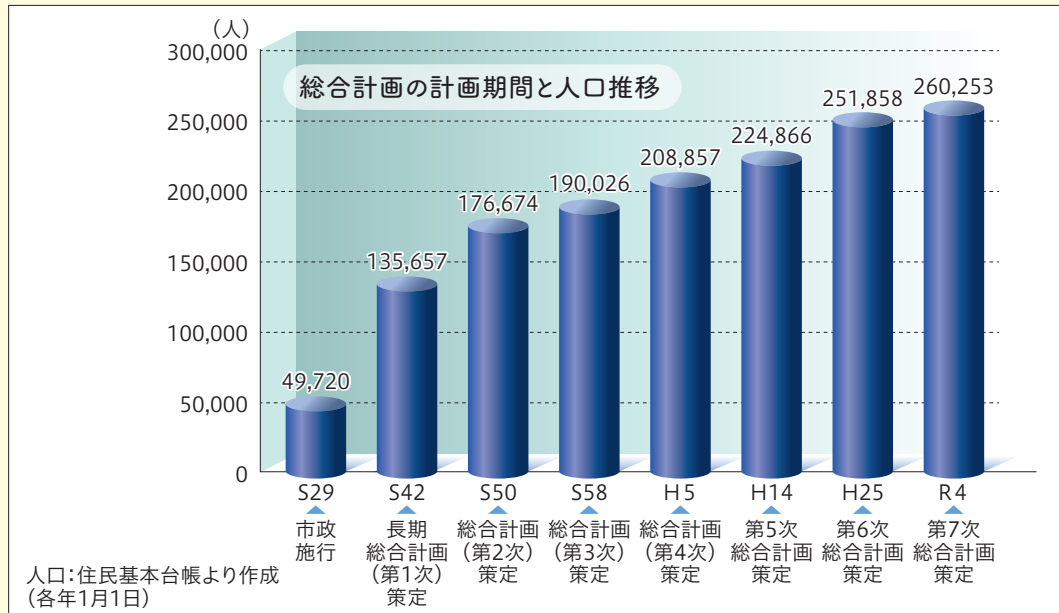
注記用語一覧

No.	用語説明	掲載ページ
*50	ホームドアとは、鉄道駅においてプラットホームからの転落や列車との接触事故防止などを目的として、線路に面する部分に設置される可動式の開口部を持った仕切りのことで、ホーム柵ともいわれています。なお、ホームドアには、ホームから天井までを完全に仕切りで覆う「フルスクリーン型」や、大人の胸から腰ぐらまでの高さの柵を使う「可動式ホーム柵型」などがあります。	186
*51	シェアサイクルとは、自転車を共有し、必要なタイミングで必要な分だけ自転車を利用できる仕組みのことをいい、借りた駐輪施設とは異なる駐輪施設にも自転車を返却できることが特徴となっています。	186
*52	フィルムコミッションとは、映画やテレビドラマ、CM等の撮影支援を通じて、広く地域の魅力を発信することをいいます。	202
*53	自ら考える賢い消費行動(エシカル消費)とは、「適正な価格で継続的に取引された途上国の原料や製品を使った商品を選ぶ」、「リサイクル素材を使ったものや資源保護などに関する認証がある商品を買う」、「売上金の一部が寄付につながる商品を積極的に買う」など、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。	204
*54	農業公園とは、市民と農業とのふれあいや都市農業PRを目的とした公共施設です。	208
*55	CSRとは、「Corporate Social Responsibility」の略で、「企業の社会的責任」等と訳され、企業の利益を追求するだけでなく、地域社会への貢献など市民としての責任を果たすことです。	212
*56	ソーシャルビジネスとは、社会課題をビジネスの手法を用いて解決する取組のことをいいます。	212
*57	CSVとは、「Creating Shared Value」の略で、「共通価値の創造」等と訳され、企業の本業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークです。	212
*58	AIチャットボットとは、AIを活用してチャットを行うコミュニケーションツールのことです。AIとは、「Artificial Intelligence」の略称であり、人工的に作られた知能を有するソフトウェアやシステムのことです。また、チャットボットとは、リアルタイムで短文で会話をする「チャット」とロボットを指す「ボット」を組み合わせた言葉です。	218
*59	RPAとは、「Robotic Process Automation」の略称であり、人間がパソコン上で行っているキーボードやマウス等の端末操作を記録して自動化するソフトウェアのことです。	222
*60	クラウドファンディングとは、事業を実施する際などにインターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法をいいます。	227



総合計画の変遷

府中市は、昭和29年4月に人口約5万人の市として誕生し、現在では、約26万人の人口を擁する首都東京の近郊都市として、発展を続けています。この間、府中市では昭和42年に「府中市長期総合計画」を策定して以来、7次にわたり計画を策定してきました。今後も「第7次府中市総合計画」に基づき、計画的にまちづくりを進めていきます。



これまでの府中市総合計画

計画名 (計画期間)	基本理念・都市像等
府中市長期総合計画 (昭和42年度～昭和51年度)	(府中市の未来像)市民がつくる都市 歴史と伝統に輝く都市 住みたくなる都市
府中市総合計画 (昭和50年度～昭和64年度)	(基本理念)緑と心のふれあう人間都市 (府中市の未来像)市民がつくる都市 歴史と伝統に輝く都市 住みたくなる都市
府中市総合計画 (昭和58年度～昭和77年度)	(将来像)市民がつくる都市 歴史と伝統に輝く都市 住みたくなる都市
府中市総合計画 (平成5年度～平成14年度)	(都市像)人と環境にやさしい 活力にみちた都市
第5次府中市総合計画 (平成14年度～平成25年度)	(基本理念)人間性の尊重 (都市像)心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち
第6次府中市総合計画 (平成26年度～平成33年度)	(都市像)みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち
第7次府中市総合計画 (令和4年度～令和11年度)	(都市像)きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中

第7次府中市総合計画

令和4年度(2022年度) ▶ 令和11年度(2029年度)

発行年月：令和4年3月

発行：府中市

編集：府中市政策総務部 政策課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話：042-364-4111(代表)

042-335-4010(直通)

FAX：042-336-6131

